

令和6年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年6月6日から令和6年6月14日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年6月6日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財政課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

開会に先立ちまして、去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、小畑博司君が自治功労者として表彰を受けられましたので、皆様にご報告させていただきます。

これより表彰状の伝達を行います。

◎議会事務局長（鈴木 久君）

小畑博司君、前にお進み願います。

◎議長（赤城大地君）

表彰状 小畑博司殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和6年6月3日 福島県町村議会議長会長 角田真美

おめでとうございます。

小畑議員におかれましては、誠におめでとうございます。心からお祝いと、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

これをもって表彰状の伝達を終わります。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、小畑博司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日6月6日から6月14日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月6日から6月14日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告7件を提出いたします。

初めに、町長から報告5件の提出がありました。議長報告第3号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、議長報告第4号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第5号「繰越明許費繰越計算書について」、議長報告第6号「繰越明許費繰越計算書について」、議長報告第7号「繰越計算書について」であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第3号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議長報告第3号、町長報告第1号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、ご説明申し上げます。

この報告は、さきの議会からの懸案事項及びその他の事項について報告するもので、一般質問に対して実施または検討するとした事項の経過等についてご説明申し上げるものであります。

初めに、担当部署は総務課で、令和6年第1回定例会、赤城大地議員の大規模災害を想定し、あらかじめ様々な団体と災害協定を結ぶことについてのおただしについて、一部実施（着手）済みであります。

その内容は、大規模災害時の備蓄品確保のため、両沼町村会の構成団体と災害対応の様々な課題とその解決策について協議を実施しております。また、備蓄品の保管や配送の仕組みについて民間事業者と連携し、その在り方についても検討しております。

次に、担当部署は産業課で、令和6年第1回定例会小畑博司議員の鳥獣害対策実施隊の負担の軽減、また鳥獣害対策の参加体制拡大のため、町職員のわな免許及び狩猟免許の取得などの人材育成についてのおただしについて、継続して内部で検討中であります。

その内容は、農産物の鳥獣による被害の拡大や、鳥獣害対策実施隊の人員不足などに備えるため、町職員が鳥獣害に関する専門的知識を有し対応に当たることが大切であります。そのため、職員に対するわな免許や狩猟免許の取得、さらに鳥獣対策を専門とす

る地域おこし協力隊の募集など、技術や資格を備えた職員の確保について検討してまいります。

次に、令和6年第1回定例会、佐藤宗太議員の加工品業者や農業経営体が農産物・加工品等の販路拡大に取り組み、海外に輸出し消費が拡大されることについては、当町にとってメリットが非常に大きいと思う、国の予算の活用、または町の独自予算で新たな販路拡大に向けた取組のおただしについて、継続して内部で検討中であります。

その内容は、海外への販路拡大に対する経営者の考え方や行政に求める支援等について、企業を訪問し意見聴取を実施しております。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第4号及び第5号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長報告第4号、町長報告第2号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」、ご説明申し上げます。

令和6年度株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものであります。

資料の第12期株式会社湯川会津坂下事業計画書の1ページをご覧ください。

1の運営管理基本方針につきましては、お客様へのサービス向上と出荷者・社員の意欲を高めながら、社会状況に応じた施設経営を行うため、4項目の方針が立てられました。

（1）会津坂下町・湯川村の地域振興を図ることを第一に管内経済の向上に寄与いたします。

（2）本年で開業10周年を迎えることから、10周年記念祭等を開催し、支えていただいている皆様へ感謝を伝えてまいります。

（3）一人でも多くのお客様、会員、従業員に感謝を伝え、さらに信頼を深めてまいります。

（4）「出荷するのが楽しい」「買い物するのが楽しい」道の駅をつくってまいります。

この運営管理基本方針の下、2、運営管理施策の六つの項目に取り組んでまいります。

3の今年度の主な取組として、手づくり感のある10周年記念祭の開催、福島県内で一番買い物楽しい農産マーケット及びここにしかない会津のいいものが手に入るあいづ物産館、あいづで一番幸せで豊かな食体験を提供できるレストランくうべえるをつくってまいります。

また、SNS等による情報発信、通信環境の強化に取り組んでまいります。

4、数値目標は、10期、11期と6億円を超える売上げを達成してきましたが、売上げのみならず、地域活性化の役割を果たすべく目標を掲げております。

2ページをご覧ください。

売上げが6億8,108万9,000円、第11期の予算と比較して6.7%増と見込んでおります。売上原価は4億7,149万6,000円、一般管理費が2億259万9,000円、税引きの経常利益を899万3,000円といたしました。

5の事業部では、昨年、県内で行ってみたい道の駅ランキング人気度第1位に輝いたことを誇りに、社員一丸となりお客様の満足度向上につなげてまいります。また、SDGsへの貢献として、食品ロスの削減の取組を進めてまいります。

(1)の農産マーケットでは、道の駅独自の品ぞろえを心がけ、①から④に、(2)あいづ物産館では①から⑤に取り組んでまいります。

(3)のレストランについては①から⑤に取り組み、お客様に喜ばれる地元の食材を楽しめるメニューを提供してまいります。

3ページをご覧ください。

6、管理部では、10周年祭の企画運営、事務室の情報環境の整備を中心に①から④に取り組んでまいります。

7のキッチンカーについては、にぎわいを創出し、来訪者の楽しみの一つでもあることから、両町村を中心に積極的に出店を促してまいります。

8のイベントにつきましては、10周年記念事業を開催し、関係者の皆様に感謝を伝えるとともに、それらを通じて集客力のアップにつなげてまいります。

9の宣伝広告につきましては、タイムリーな情報を発信し、多くの皆様に関心を持っていただけるようSNS等を有効に活用してまいります。具体的には、4ページの(1)から(3)に取り組んでまいります。

10の営業展開につきましては、これまで築き上げてきた知名度や周辺環境を生かしながら集客力のアップにつなげてまいります。

11、指定管理業務、12、その他につきましては資料をご覧いただきたいと思います。最後に5ページをご覧ください。

令和6年度の予算につきましては、売上げが6億8,108万9,000円、仕入原価が4億7,149万6,000円、粗利が2億959万3,000円に対し、一般管理費が2億259万9,000円、経常利益が899万3,000円の予算が計上されました。

今後も域振興施設としての役割の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

続きまして、議長報告第5号、町長報告第3号「令和5年度繰越明許費繰越計算書」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

歳出経費の翌年度繰越し事業につきましては9件で、繰越額の総額は7,077万円であります。

まず、2款1項町道舗装事業（2項道路）184万2,000円は、土地所有者との折衝や金融機関への抵当権の一部抹消手続などに期間を要したため、年度内の完了は困難であることから繰り越したものであります。

次に、2款3項住民基本台帳ネットワークシステム構築事業178万8,000円及び戸籍総合システム更改事業429万円は、住民票及び戸籍附票の氏名に振り仮名を記載するための住基及び戸籍附票システムの改修が年度内完了は困難であることから、次年度に繰越しをしたものであります。

3款1項老人福祉費（保険年金班）721万6,000円は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用しグループホームの空調設備の改修費を補助するもので、追加募集の二次協議であり、交付金の採択時期の関係により年度内竣工は見込めない状況であることから、次年度に繰越しをしたものであります。

4款1項新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業21万7,000円は、令和5年度をもって新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種が終了となりましたが、残余ワクチン及びシリンジ等の処分については、特例臨時接種終了後に処分することになるため、処分費用を次年度に繰り越したものであります。

6款1項ため池改修事業1,968万6,000円は蟹沢溜池1号、2号の廃止工事で、県との協議を重ねた結果、工法等の変更により年度内完了は困難であることから、次年度に繰越しをしたものであります。

8款2項町道整備事業22万2,000円は、町道原村前線道路拡幅事業において、2項道路としてセットバック済みの土地の売買を行うに当たり、土地所有者との折衝、金融機関への抵当権の一部抹消手続に時間を要した結果、対象土地の所有権移転登記及び土地所有者への土地代金の支払いについて、年度内完了が困難となったため、繰越しをしたものであります。

次に、橋梁整備事業3,232万2,000円のうち、まず一つは、橋梁修繕を実施する橋梁について、1巡目の点検時から新たな損傷が確認される箇所が散見され、実施予定している点検箇所について点検橋梁の再点検を行うことになり、1巡目の点検資料の再精査と現地確認に期間を要したため2巡目点検業務の着手が遅れ、年度内の完了が困難であることから繰り越したものです。

二つ目は、町道宇内沼越線丈助橋橋梁架け替え事業において、道路用地を購入するに当たり、土地登記の中に地役権が設定されており、地役権者の証明書をいただくのに時間を要した結果、分筆登記及び所有権移転、並びに土地代金の支払いについて、年度内完了が困難であることから繰越しをしたものであります。

最後に、坂下東第一土地区画整理事業318万7,000円は、区画整理事業地内における道路築造工事で立木の抜根処理に不測の期間を要したこと、また、令和6年度に予定していた地権者への移転補償について、地権者3名より移転の内諾を得られたことから、前倒しで契約するため繰越しをしたものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第6号及び第7号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。

議長報告第6号、町長報告第4号「繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

令和5年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙繰越計算書をご覧ください。

令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款1項事業名は「坂下東第一地区土地地区画整理事業」であり、繰越予算額は5,847万2,000円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、国県支出金3,078万5,000円、地方債2,450万円、一般財源318万7,000円であります。

事業内容につきましては、14節工事請負費の区画道路9－8号線外道路築造工事及び21節補償補填及び賠償金の建物等移転補償費であります。

まず、14節工事請負費であります。繰越しの理由としましては、立木の抜根処理に不測の期間を要したことから、年度内の竣工が見込めないため繰り越したものでありまして、繰越額については850万3,000円であります。

なお、繰り越す期間については令和6年5月であります。

次に、21節補償補填及び賠償金であります。次年度の移転補償を予定しておりました地権者3名の方々から移転に関する内諾を得られたことから、前倒しして契約するために繰り越したものでありまして、繰越額については4,996万9,000円であります。

なお、繰り越す期間については令和7年3月を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第7号、町長報告第5号「繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町水道事業会計予算において、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

別紙繰越計算書をご覧ください。

令和５年度会津坂下町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額は、１款１項事業名は「上水道管路台帳管理システム構築業務委託」であり、繰越予算額は1,595万円であります。

繰越しの理由としましては、既存システムから新システムへのデータ変更等に不測の日数を要し、工期を延長したことにより、翌年度に繰り越したものであります。

財源は過年度損益勘定留保資金で、記載のとおりであります。

なお、繰り越す期間につきましては令和６年12月を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第８号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第９号「諸般の報告（第２号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに令和６年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

ようやく春の風物詩である田植えも終わり、町内の水田は早苗田により美しい風景が広がっております。植えたばかりの苗は小さく、か弱く見えますが、自分の力でしっかりと根を張り成長し、いずれ黄金の稲穂を実らせます。これから訪れる梅雨の雨にも、真夏の炎天下にも負けずにたくましく育つ稲のように、会津坂下町の未来が実り多いものとなるよう、力強く町づくりに取り組んでまいります。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものであります。

次に、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税

法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額引上げと軽減判定所得を見直すものであります。

次に、会津坂下町工場誘致条例の一部を改正する条例につきましては、条例名を会津坂下町企業誘致条例に変更するとともに、対象業種の追加と助成措置の該当要件の緩和により、企業の進出促進と既存企業への支援拡充を図るものであります。

次に、会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更につきましては、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、平成30年第1回定例会に提出した平成30年議案第18号の議決内容の一部である建設場所について、同規定を根拠に変更したいとするものであります。この議案を議決いただくことで、建設場所として真にふさわしい場所について、改めて検討したいと考えております。

次に、令和6年度会津坂下町一般会計補正予算について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ2億2,777万5,000円を追加し、81億5,424万5,000円とするものであります。

歳入では、令和5年度決算見込みによる繰越金2億3,000万円などを計上いたしました。

歳出では、各地区から要望のあった町道の整備で4,110万円、舟渡水害防除整備工事で300万円、坂下南小学校の正面玄関・通学路舗装改修工事で260万円、坂下中学校図書室の空調機交換工事で401万9,000円、起債の繰上償還を実施するための減債基金への積立てで1億3,000万円などを計上いたしました。

次に、令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和6年度の本算定に伴うものであり、国民健康保険税につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案し本算定を行い、令和6年度は昨年度と同じ税率とする内容で、5月22日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところであります。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費に係るものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、第六代会津坂下町振興計画後期基本計画の策定状況について申し上げます。

まず、基本計画の施策ごとの検討につきましては、各施策を担当する部署が関連団体と連携した専門部会を立ち上げ、現状の分析から今後の方向性、計画策定後の具体的な取組について議論を進めてまいりました。

あわせて、2月から3月にかけて実施した住民満足度調査につきましては、設問ごとに性別、年代別の集計を行いました。集計結果は、6月25日発行の町広報紙やホームページにおいて公表するとともに、後期基本計画で取り組むべく施策に生かしてまいります。

また、地域づくり計画につきましては、策定の主体となる各地区地域づくり協議会において、令和2年度からの前期計画の振り返りと今後5年間の地域づくりについてご検討いただき、各地区地域づくり協議会総会において決定されたところであります。

今後は、これらを取りまとめた後期基本計画の素案について、パブリックコメントや地域づくり懇談会により多くの住民の皆様のご意見をいただきながら、新しいまちづくりを進めるための後期基本計画を策定してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

まず、橋梁整備事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、細工名橋ほか40橋の道路橋梁定期点検、袋原大橋の橋梁補修設計を年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、道路整備事業につきましては、通学路緊急対策として、公園通り線測量設計を年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて、3戸3棟の家屋移転補償、6戸6棟の家屋補償調査、関連する整地工事、及び台ノ下地内の道路築造工事を年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線におきましては、管路デザインビルド方式による配水管布設替工事を実施してまいります。

新館地内におきましては、舗装本復旧工事を年度内の完成に向けて進めてまいります。

また、衛星画像解析による管路診断業務の結果を受け、詳細な漏水解析調査を実施してまいります。

なお、今年度は水道事業100周年の節目の年に当たることから、10月に記念式典の開催を予定しております。

次に、下水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線におきましては、管路デザインビルド方式により、下水道管渠埋設工事について、令和7年度の整備完了に向け工事に着手しました。

坂下中央処理区につきましては、茶屋町・上町、東処理区につきましては、古坂下の管渠埋設工事に順次着手し、年度内の完成に向けて進めてまいります。

また、工事以外では、会津坂下町汚水処理構想改定業務、処理場統廃合検討業務、ストックマネジメント計画改定業務を実施してまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向け、5月24日から各行政区にて座談会を開催し、本格的な話し合いを実施しているところであります。令和6年度末までに坂下地区を除く全行政区での策定を目指し、農業の現状や課題、将来の目指すべき姿やその実現に向けて必要となる取組等について話し合いを重ねてまいります。

既に終了した座談会では、担い手の育成・確保、機械・施設の更新や先進技術の積極的な導入など、様々な意見や要望をいただいておりますので、取りまとめを行い、地域計画に反映させてまいります。

次に、商工業、市街地活性化及び観光物産行政について申し上げます。

まず、商工業行政につきましては、町内企業の人手不足に対応するため、雇用促進協

議会による企業説明会の開催に向け、参加企業のPR動画を作成いたしました。対象者につきましても、今年度は高校生だけでなく一般の方も加えることで広く参加者を募り、町内企業の雇用促進につなげてまいります。

次に、市街地活性化行政につきましては、昨年度に福島大学の学生が実施いたしました空き店舗調査の結果を活用し、市街地活性化部会において空き店舗の利活用について検討を進めております。具体的には、空き店舗を活用したeスポーツイベントについて、夏祭り前夜の開催に向け検討をしているところであります。

次に、観光物産行政につきましては、6月1日、2日の両日、新潟県長岡市の道の駅とちおにおいて冷やしラーメン食べ比べのイベントを開催し、多くの方々にご来場いただきました。今後も、冷やしラーメンをきっかけに様々な食を通じた交流を促進し、国道289号八十里越の開通により会津へのアクセスルートが増える新潟県へのPR活動を展開してまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、新庁舎に求められる機能について、子育て世代や高齢者へのアンケートなど様々な形で町民意見の聴取を行い、その取りまとめを行っております。

今後は、CM業務を発注し、専門的な見地からのサポートを受けながら、新庁舎建設場所の候補地ごとの総費用や新庁舎の配置、規模、機能、まちづくりへの影響などを含めた詳細な比較検討資料を作成してまいります。

この比較検討資料を基に、新庁舎建設検討委員会や町民懇談会を開催し、町民の皆様との議論を行ってまいります。同時に議員の皆様にも検討状況をお示しし、町民・町・議会と3者で共有しながら交互に意見の調整を行い、新庁舎の建設場所や規模についての検討を行ってまいります。

新庁舎建設場所の候補地についての比較検討・議論を十分に行った上で、令和7年3月に新庁舎の建設場所の議案を上程したいと考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

教育施設の大規模修繕関係では、坂下南小学校体育館の床の改修工事を行います。学校の授業や一般団体の貸出しにおいてできるだけ影響の少ないよう、小学校の夏休み期間中の工事完了を目指して準備を進めております。大規模修繕は、優先順位を考慮しながら計画的に実施してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

令和6年度より、児童福祉と母子保健の機能を併せ持つこども家庭センターを子ども課に設置いたしました。全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援機能を有する機関として、専門性を持った社会福祉士と保健師を配置しており、切れ目のない一体的な支援体制を整えました。この機能を十分発揮し、子育て支援のさらなる充実・強化を図ってまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申

し上げ、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎承認第3号から承認第9号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」から承認第9号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第9号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」までの7件を一括議題とします。

一括議題とした件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

承認第3号 専決処分の報告及びその承認について

専決第3号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例

承認第4号 専決処分の報告及びその承認について

専決第4号 会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例

承認第5号 専決処分の報告及びその承認について

専決第5号 会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

承認第6号 専決処分の報告及びその承認について

専決第6号 会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

承認第7号 専決処分の報告及びその承認について

専決第7号 会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

承認第8号 専決処分の報告及びその承認について

専決第8号 会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

承認第9号 専決処分の報告及びその承認について

専決第9号 会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした件について順次説明を求めます。

初めに、承認第3号から承認第5号まで説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。今回改正箇所が多岐にわたるため、改正後のみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

まず、第51条及び第71条は、町長が町民税及び固定資産税について減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定の追加で、第51条第2項中を「により」に改め、下線部のただし書を加え、第3項中を「により」と「には」に改めるものであります。

次に、第71条第2項は「により」に改め、下線部のただし書を加え、第3項中を「により」「には」に改めるものであります。

次に、第139条の3は、第2項及び第3項中を「により」に改め、下線部のただし書を加えるものであります。

続きまして2ページをご覧ください。

次に、令和6年能登半島地震による住宅や家財などの損害について、令和6年度住民税から雑損控除を適用する関係条の改正で、附則第5条の2を下線部のとおり全文加えるものであります。

続きまして3ページをご覧ください。

附則第6条中を「法附則第4条の5第3項」に改めるものであります。

次に、定額減税措置に係る関係条の追加及び特別税額控除に係る関係条の追加で、附則第7条の5から、9ページ、附則第7条の8まで、下線部の全文を加える改正であります。

続きまして10ページをご覧ください。

次に、定額減税に係る改正に関連し、附則第8条の2項を「附則第7条の4」に改め、3項中に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「第34条の9第1項中」、また

「とあるのは」に改め、「と、附則第7条の5第1項中「前条、附則第8条第2項及び」と、「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改めるものであります。

次に、附則第10条の2第8項から第16項は、固定資産税の課税標準の特例措置の改正で、第8項中を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、第9項中を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、第10項中を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、第11項中を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、第12項中を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、第13項中を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、第14項を削除し、同条「第17項」を「第16項」に、第16項中を「附則第15条第37項」に改め、同項を第15項とし、第15項中を「附則第15条第32項」に改め、同項を第14項に改めるものであります。

次に、附則第10条の3は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定の追加で、第4項から順次繰り上げし、第9項を「附則第7条第10項各号」に改め、第10項を「附則第7条第10項各号」に改め、第11項を「附則第7条第11項各号」に改め、第12項を「附則第7条第12項各号」に改め、第13項を「附則第7条第17号各号」に改め、第14項を「附則第7条第8項」に改め、第5号を「附則第7条第18項」に改め、第15項を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるものであります。

12ページ、13ページをご覧ください。

附則第11条は、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、負担調整措置等を3年間延長するもので、条の見出し中を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、附則第11条の2の見出し中を「令和7年度または令和8年度」に改め、第1項中を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、第2項中を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」と「令和8年度分」に改めるものであります。

続いて13ページをご覧ください。

附則第12条の改正は、宅地に対して課する令和6年度分から令和8年度分までの各年度の固定資産税の特例の改正で、条の見出し中を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1項中を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第2項及び第3項中を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、第4項及び第5項中を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるものであります。

続いて15ページをご覧ください。

附則第13条は、農地に対して課する令和6年度から令和8年度分までの各年度分の固定資産税の特例の改正で、条の見出しと本文中を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるものであります。

次に、附則第15条は固定資産税の評価替えに伴う改正で、附則第15条第1項中を「令和6年度から令和8年度まで」に、第2項中を「令和9年3月31日」に改めるものであります。

続いて16ページをご覧ください。

附則第16条の3から附則第20条の3の改正は、定額減税に関連し、町民税の特別税額

控除の算定に用いる所得割額について読替規定が追加されたことに伴う改正で、附則第16条の3第3項に下線部の1号を加え、第16条の4第3項に下線部の1号を加え、また附則第17条第3項に下線部の1号を加え、第18条第5項に下線部の1号を加え、附則第19条第2項に下線部の1号を加え、附則第20条第2項に下線部の1号を加え、第20条の2第2項及び同条第5項の次に下線部の1号を加え、附則第20条の3第2項及び同条第5項の次に下線部の1号を加えるものであります。

続きまして議案に戻っていただきまして、議案の14ページ、附則であります。第1条は、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するというものであります。

第2条は、別段の定めがあるものを除き、改正後の会津坂下町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるというものであります。

第2号は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるというものです。

第3号は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるというものであります。

説明は以上です。

続きまして、承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

専決第4号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、過疎法等に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置制度のうち、特別償却設備の取得期限を延長するものであります。

詳細については、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、新旧対照表1ページをご覧ください。右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

固定資産税の課税免除の対象設備の取得期限を3年延長するという改正で、第4条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものであります。

説明は以上です。

続きまして、承認第5号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第5号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の改正により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間を延長するものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表1ページをご覧ください。右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

固定資産税の不均一課税の適用を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を2年延長するという改正で、第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものであります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前10時53分）

再開は11時5分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時05分）

続いて、承認第6号から承認第9号まで説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

皆様、改めましてこんにちは。

私からは、承認第6号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、専決第6号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、指定居宅サービス等の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省

令により町条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

なお、今回の改正は多岐にわたるため、改正後についてご説明いたしますので、ご了承くださいと思います。

初めに、目次を「第1章 総則（第1条）」に、「第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第2条）」に、「第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第3条・第4条）」に、「第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第5条―第30条）」に、「第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第31条）」に、「第6章 雑則（第32条）」に改めます。

次に、第1条中「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）」に改めます。

第2条を削り、第3条を第2条に改め、第2条の前に章名として「第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針」を加える。

第3条第3項中「行わなければならない」に改め、同条第4項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に、2ページになります。

「（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」、「に改め、「事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「法律第123号」に改め、同条を第2条とします。

章名を「第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準」に改めます。

第4条第2項中「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条を第3条とし、同条に第3項として「前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする」を加える。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を、「。」の次に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支

援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。」を加え、3ページになります。

同条第3項第1号中「管理者」の前に「当該」を加え、同項第2号中「管理者」の前に「当該」を加え、「同一敷地内にある」を削り、同条を第4条とします。

章名を「第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に改める。

第6条第1項中「第19条」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「第3条」を「第2条」に改め、「、その指定居宅介護支援事業所においてから作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれの位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの割合」までを削り、5ページになります。

同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、4ページに戻りまして、同条第4項中「第8項に」に改め、同項第1号中「ア又はイに」に改め、同項第2号中「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に、3ページから4ページに戻りまして、第3項として「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。」を加え、同条を第5条とします。

5ページになります。

第7条を第6条とする。第8条中「指定居宅介護支援事業所」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げます。

6ページになります。

第12条第1項中「計画費」の次に「（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）」を、「と」の前に「の額」を加え、同条を第11条とします。

第13条を第12条とし、第14条第1項中「要介護状態」の前に「利用者の」を加え、同条を第13条とする。

第15条中「第2条」に改め、同条第2号の次に同項第2号の2として「指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」、同項第2号の3として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加え、第15条第4号中「介護給付等対象サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）」を加え、7ページになります。

同条第12号中「、居宅サービス計画の作成後」を削り、「事業者」を「等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次にイとして「アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。」を加え、（ア）として「テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。」、（イ）として「サービス担当国会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。a 利用者の心身の状況が安定していること。b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。」を加え、8ページになります。

第15条第18号中「若しくは」に改め、同条第19号中「退所」の次に「を」を加え、同条第20号中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数」に、「（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）」に改め、同条第21号中「割合及び」に改め、「サービス費」の次に「の総額」を加え、「指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準」に改め、「市町村」の前に「かつ、」を加え、同号を同条第20号の2とし、同条中第22号を第21号とし、第23号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、9ページになります。

同条第26号中「居宅サービス計画」に改め、「サービス担当国会議を開催し」の前に「、」を加え、同号を同条第25号とし、同条第27号中「居宅サービス計画」に改め、同号を同条第26号とし、同条第28号中「同項」に、「又は」に改め、同号を同条第27号とし、同条第29号を同条第28号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第29号とし、同条第31号を同条第30号とし、15条を14条といたします。

第16条の見出し中「サービス」の次に「等」を加え、10ページになります。

同条第1項中「サービス」の次に「（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サー

ビス費に係る指定居宅サービスをいう。)」を加え、同条を第15条とします。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第18条とします。

第20条第2号中「従業者」に改め、同条を第19条とします。

第21条の見出し中「確保」の次に「等」を加え、同条第2項ただし書中「ついては」の次に「、」を加え、11ページになります。

同条第4項として「指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」を加え、第21条を第20条とします。

第21条の2第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第20条の2とします。

第22条を第21条とし、第23条を第22条とします。

第23条の2の見出しを「(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)」に改め、同条中「次に」に改め、同条を第22条の2とします。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「重要事項」に、「前項」に改め、12ページになります。

同条第3項として、「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」を加え、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とします。

第27条の見出し及び同条中「居宅」の前に「指定」を加え、同条を第26条とし、第28条を第27条とします。

第29条第1項中「は」の次に「、」を加え、同条を第28条とします。

第29条の2中「次に掲げる」に改め、同条を第28条の2とします。

13ページになります。

第30条中「指定居宅介護支援事業所」に改め、同条を第29条とします。

第31条第2項中「2年間」に改め、同項第1号及び第2号中「第14条」に改め、同項第5号中「第28条」に、「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第28条」を「第27条」に、「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第17条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に同項第3号として「第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加え、第31条を第30条とし、第32条を削ります。

14ページになります。

章名を「第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準」に改めます。

第33条の見出しを削り、同条中「前3章」に、「第27条」に、「第5条」に、「第19条」に、「第31条」に、「第11条」に改め、「計画費」の次に「(同条第1項に規定す

る居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)」を加え、第4章中同条を第31条とします。

本則に第6章として「雑則」を加え、見出しとして「（電磁的記録等）」を加え、第32条として「指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。」を加え、15ページになります。

同条第2項として「指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。」を加える。

議案にお戻りください。

附則として、第1条は施行期日であり、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行するものです。

第2条は重要事項の掲示に係る経過措置であり、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第31条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとするというものでございます。

説明は以上となります。

次に、承認第7号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、専決第7号「会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、指定居宅サービス等の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により町条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

なお、改正箇所が多岐にわたりますので、改正後についてご説明いたします。

まず1ページになります。

第1条中「共生型地域密着型サービスの事業並びに」を削り、同じく第2条第2項を削ります。第5条中「次に」に改め、第6条第2項ただし書中「町長」に改め、2ページになります。

同条第5項中「場合」を「とき」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一敷地内」に改め、同条第9項中「及び」に改め、「第5項及び第11項」を削り、同条第12項中「福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第80号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改めます。

3ページになります。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同じく第8条の見出しを削ります。

次に、第9条第2項中「第5項に」に改め、同項第2号中「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

4ページにかかります。

第14条中「指定居宅介護支援等基準条例」に、「第14条第9号」に、「第59条の28」に改め、第16条中「介護保険法」及び「（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を削り、「第24項」に改め、第23条第2項中「その」に改めます。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に8号として「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」、9号として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加えます。

5ページになります。

第31条第2号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を削り、第32条第3項中「し」に改め、同条第4項の次に第5項として「5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」を加えます。

6ページになります。

第32条の2第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「前項」に改め、同条第2項の次に第3項として

「3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」を加えます。

次に、第39条第1項中「町の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「第59条の17」に改めます。

7 ページになります。

第42条第2項中「次に」に改め、同項第2号中「の規定による」に改め、同項第7号中「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に第5号として「第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加えます。

第44条第2項中「次に」に改めます。

8 ページにかかります。

第46条第1項中「をいう。」の前に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加え、第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とします。

第48条ただし書中「同一敷地内の」及び「第83条第1項において同じ。」を削ります。

9 ページになります。

第49条の見出しを削り、同じく第51条第1号中「次条第1項に規定する」を削り、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に第5号として「指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」、第6号として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加えます。

次に、第55条第2号中「夜間対応型訪問介護」を削り、10ページになります。

第58条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては」を削り、同項第2号中「の規定による」に改め、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に第3号として「第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加え、第59条後段中「定期」の前に「指定」を、「夜間」の前に「指定」を加えます。

11ページになります。

第59条の2の見出しを削り、第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「町長」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加え、同条第8項中「町」に改めます。

12ページになります。

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削ります。

次に第59条の5の見出しを削り、同条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合」の次に「において、」を加え、「指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、」に改め、「町長」に改め、同条第5項中「市町村」を「町」に改めます。

13ページになります。

第59条の7第3項中「次に」に改め、同項第5号中「もの」に改め、同条第4項中「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣」に改めます。

14ページになります。

第59条の9第6号中「沿って」に改め、「提供する」の次に「ものとする」を、「特に」の前に「この場合において、」を、「法第5条の2」の次に「第1項」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に、13ページに戻りまして、第5号として「指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」、第6号として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加え、14ページに戻りまして、第59条の17第1項中「町」に改め、同条第4項中「町」に改め、同条第5項中「指定地域密着型通所介護」の前に「、」を加え、15ページになります。

第59条の18第1項中「町」に改め、第59条の19第2項中「次に」に改め、同項第2号中「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の規定による」に、「町」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に第3号として「第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加えます。

16ページにかかります。

第59条の20の2各号列記以外の部分中「。」の前に「。同号において同じ」を加え、第59条の20の3前段中「及び」を削り、「第59条の4」の前に「、」を加え、「、」を「及び」に改め、同条後段中「及び」を「、」に改め、「第5項」の次に「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加え、「とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」を削り、「同項第4号」に改め、「同項第5号」に改めます。

17ページになります。

第59条の23第2項中「もの」に改めます。

第59条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削ります。

第59条の26第2項中「乗じて得た」に改め、同条第4項中「場合」の次に「において、」を加え、「（」を削り、「療養」の前に「指定」を加え、「ときは、」に改め、「当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った」を削り、「町長」に改めます。

18ページになります。

第59条の29第2項中「事業」の次に「者」を加える。

第59条の30第5号中「沿って」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に第3号として「指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」、第4号として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加える。

第59条の31第3項中「県指定居宅サービス等基準条例」に改めます。

19ページになります。

第59条の35第2項中「又は」の前に「、」を、「若しくは」の前に「、」を加えます。

第59条の37第2項中「次に」に改め、同項第3号中「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の規定による」に、「町」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に第4号として「第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加え、第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削ります。

20ページになります。

第63条第2項第1号中「アの規定」に改め、同項第2号中「遮蔽物」に改め、同条第4項中「において、」に改め、「ときは、」に改め、「町長」に改めます。

第64条第1項中「第66条」の次に「第1項」を加えます。

21ページになります。

第65条第2項中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「、第110条第9項及び」に改めます。

22ページになります。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削ります。

第70条第6号中「沿って」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に第5号として「指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」、第6号として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加え、第71条第5項中「の記録を行う」に改めます。

23ページになります。

第73条第2号中「認知症対応型通所介護」を削ります。

第79条第1項中「認知症対応型通所介護」を削り、同条第2項中「次に」に改め、同項第2号中「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に第3号として「第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加えます。

第82条第6項中「左」に改め、「右」に改め、同項表中、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」の前に（1）を加え、24ページになります。

「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の」の前に（2）を加え、「（1）の項」に改めます。

第82条第10項ただし書中「他の事業所、施設等の職務」に改めます。

25ページになります。

第84条中「町長」の前に「別に」を加え、第85条第1項中「基準」の次に「条例」を加えます。

第86条第2項第2号ア及びイ中「1」を「一」に改め、26ページになります。

同号ウ中「イ」の次に「の基準」を加え、「以下この号において」に改めます。第90条第3項中「次に」に改め、同項第6号中「もの」に改めます。第91条第2項中「その」に改めます。

27ページになります。

第92条第5号中「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束」の前に「前号の」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に第7号として「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」、アとして「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。」、イとして「身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。」、ウとして「介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。」を加える。

第93条第2項中「第14条各号」に改める。

第100条第2号中「小規模多機能型居宅介護」を削り、28ページになります。

第102条第2項中「当たって」の次に「は」を加え、第106条の次に見出しとして「（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）」を加え、第106条の2として、「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。」を加えます。

第107条第2項中「次に」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「の規定による」に改めます。

29ページになります。

第110条第5項ただし書中「利用者」の前に「当該計画作成担当者は、」を加え、第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削ります。

第113条第3項及び第4項中「一」に改め、同条中第7項を削り、第8項を第7項とします。

30ページになります。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、第122条第2号中「職務」の次に「の」を加え、第123条第2項中「介護」を削り、第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に、31ページになります。

第2項として「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。」、第2項第1号として「利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。」、同項第2号として「当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。」、第3項として「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。」、第4項として「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。」、第5項として「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。」、第6項として「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。」を加えます。

◎議長（赤城大地君）

説明の途中でございますが、昼食のため休議といたします。(午前11時59分)

再開を午後1時といたします。

なお、直ちに議員のみによる議会運営委員会を開催いたしたいと思いますので、関係する方は議長室のほうにお集まりください。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開に先立ちましてご報告いたします。

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、議案の説明について、簡潔明瞭にすることを求めるべきこととなりましたので、そのように執行部のほうに申入れを行いました。ご承知おきます。

それでは、再開いたします。(午後1時00分)

引き続き説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

それでは、続きでございます。

第126条の見出し中からになります。「居宅」の前に「指定」を加えます。

第127条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては」を削り、同項第2号から第6号までの規定中「の規定による」に改めます。

32ページになります。

第128条中「、第104条及び第106条の2」に改めます。

33ページになります。

第130条第5項中「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第7項中「第1項」の次に「第1号、第3号及び第4号」を加え、「並びに」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の第11項を加えるものとします。

34ページになりまして、第131条ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加えます。

第132条第3項ただし書中「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第4項第1号ア本文中「一」に改め、「する」の次に「こと」を加え、同号アただし書中「できる」の次に「ものとする」を加えます。

35ページになります。

第139条第6項中「計画」の次に「の」を加え、第145条第2号中「職務」の次に「の」を加え、第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に第2項として、以下を加えます。
36ページになります。

第3項として「指定地域密着型特定施設入居者生活介護……。失礼しました。

第148条第2項中「次に」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「の規定による」に改め、第149条中「、第99条及び第106条の2」に改め、第150条の見出しを削り、同じく第151条の見出しを削り、同条第4項中「第1項」を「第1項第1号」に改めます。

38ページになります。

同条第8項中「第1項」の次に「第2号及び第4号から第6号までの」を加え、同項第3号中「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第17項後段中「おいて」に改めます。

第152条の見出しを削り、同条第1項第1号ア中「一」に改め、同号アただし書中「とすることができることとし、又はプライバシーが十分に配慮されたしつらえの場合は4人以下」を削り、同項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加えるものとします。

39ページになります。

第157条第5項中「身体的拘束」の前に「前項の」を加え、第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に第2項として以下を加えるものとします。

40ページになります。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、第167条第5号中「の規定による」に改め、「を」を削り、「の記録を行う」に改め、同条第6号中「の規定による」に、「の記録を行う」に改め、同条第7号中「の規定による」に、「の記録を行う」に改め、第168条第1号、第5号及び第9号中「指定地域密着型介護老人福祉」を削り、第169条第3項中「の資質の向上のために、その」に改めます。

第171条第2項中「次に」に改め、同項第4号中「町長が」の前に「別に」を加えます。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入所者の病状の急変等に備えるため」に改め、「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「ならない。」の次に「この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。」を加え、同項に1号、2号、3号を加えるものとします。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に同条第2項として「指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。」、同じく第3項の間で「新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努め

なければならない。」。

同じく第4項として「指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。」、同じく第5項として「指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。」を加えます。

第175条第1項中「次に掲げる」に改めます。

第176条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては」を削り、同項第2号から第6号までの規定中「の規定による」に改めます。

43ページになります。

第177条中「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改めます。

第178条中「及び前2節」に改めます。

44ページになります。

第180条第1項第1号ア（ア）及び（イ）中「一」に改め、同号ア（ウ）中「等」を削り、同号イ中「一」に改めます。

45ページになります。

第182条第5項中「当たって」の次に「は」を加え、同条第7項中「身体的拘束等」の前に「前項の」を加え、第186条第1号、第6号及び第10号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉」を削ります。

第187条第2項中「次に」に改め、同条第4項中「の資質の向上のために、その」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に、46ページになります。

第5項として「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。」を加えます。

第189条中「まで」の次に「、第106条の2」を加えます。

47ページになります。

第190条中「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改め、「指定」の前に「県」を、「基準」の次に「条例」を加えます。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第12項中「町長が」の前に「別に」を加え、同条第14項中「指定」の前に「県」を、「基準」の次に「条例」を加えます。

48ページになります。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加えます。

第193条中「若しくは」に改め、「又は」に改めます。

第195条第2項中「掲げる」に改め、同項第2号ア及びイ本文中「一」に改め、同号ウ中「イ」の次に「の基準」を加えます。

49ページになります。

第196条第2項中「その」に改めます。

第197条第1号中「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第6号中「身体的拘束」の前に「前号の」を加え、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に、50ページになります。

同項第7号を加えるものとします。

第199条第7項中「ものとする」を削り、第201条第1項中「指定複合型サービス」を削り、同条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては」を削り、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「の規定による」に改めます。

51ページになります。

第202条中「、第106条及び第106条の2」に改めます。

52ページになります。

第203条第1項中「この条例の規定」に改め、「に代えて、」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第2項中「、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる」に改め、同条第3項を削ります。

第204条を削除するものです。

議案に戻りまして、附則として、第1条は施行期日であり、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

第2条は、重要事項の掲示に係る経過措置であり、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、令和7年3月31日までの間は、この限りでない」とするものです。

第3条は、身体的拘束等の適正化に係る経過措置であり、施行日から令和7年3月31

日までの間における新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」とするものです。

第4条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置であり、施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第106条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とするものです。

第5条は、協力医療機関との連携に関する経過措置であり、施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とするものです。

説明は以上となります。

次に、承認第8号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、専決第8号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、指定居宅サービス等の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により町条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

なお、今回の改正箇所が多岐にわたるため、改正後についてご説明申し上げます。

目次を「第1章 総則（第1条）」に、「第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第2条・第3条）」に、「第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）」に、「第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条―第30条）」に、「第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条―第33条）」に、「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）」に、「第7章 雑則（第35条）」に改めます。

次に、第1条中「、第115条の22第2項第1号」を削り、「指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。））」に改め、「事業」の前に「の」を加え、「及び基準該当介護予防支援」に改めます。

第1条の次に、章名「第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針」を加えます。

第2条第3項中「事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を、「等」の次に「（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）」を加え、2ページになります。

同条第4項中「センター」の次に「（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」を、「事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）」を加えます。

章名「第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に改めます。

第4条中「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条第2項を以下のとおり加えるものとします。

第5条第1項中「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、3ページになります。

同条第2項の次に同条第3項として、以下を加えます。

同条第4項として、「前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」を加え、同項1号、同項2号を以下のとおり加えます。

章名を「第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に改めます。

第6条第1項中「、利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」の前に「当該利用者に係る」を、「の」の前に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項中「に」に改め、「利用」に改めます。

4ページになります。

同項第2号中「「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

第12条中「計画費」の次に「（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）」を、「と」の前に「の額」を加え、同条の次に、同条第2項として、同条第3項として以下を加えるものとします。

第13条中「前条」の次に「第1項」を加えます。

第14条中「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、5ページになります。

「次に」に改め、同条第4号中「第2条、この章及び次章（第32条第29号を除く。）」に改め、第15条の見出し中「サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「国民健康保険団体連合会」に改めます。

第17条中「次の」を「次の各号の」に改め、同条第1号中「サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）」を加えます。

6 ページになります。

第18条中第2項を削り、第3項を第2項とします。

第19条第2号中「従業者」に改めます。

第20条の見出し中「確保」の次に「等」を加え、同条の次に同条第4号以下を加えます。

第20条の2第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「担当職員」に改めます。

7 ページになります。

第22条の2の見出しを「（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）」に改め、同条中「次に」に改めます。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「重要事項」に、「前項」に改めます。

同条の次に第3項として、「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」を加えます。

第27条第5項中「位置付けた」の次に「法第53条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第54条の2第1項に規定する」を加えます。

第28条の2中「次に」に改めます。

8 ページになります。

第30条第2項中「次に」に改め、「2年間」に改めます。

同項第1号中「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第15号」に改め、「の規定による」に改め、同号オ中「第32条第16号」に改め、同項第2号の次に第3号として、「第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を加えます。

同項第3号中「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第4号中「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とします。

章名を「第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改めます。

第31条第1項中「介護予防」の次に「（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を加え、9 ページになります。

第32条第2号の次に、同条第2号の2として「指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」を加え、第2号の3として「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」を加え、第32条第4号中「予防給付」の次

に「（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号中「支援」に改め、同条第12号中「位置づけた」に改め、「福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第82号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、「県指定介護予防サービス等基準条例」に改めます。

10ページになります。

同条第13号中「県指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第14号の2中「歯科医師」の次に「（以下この条において「主治の医師等」という。）」を加え、同条第15号中「介護予防サービス計画」に改め、同条第16号中「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号アの次にイとして「アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。」加え、（ア）として「テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ること。」を加え、（イ）として「サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。」を加えます。

11ページになります。

aとして「利用者の心身の状況が安定していること。」、bとして「利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。」、cとして「担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。」を加え、ウとして「サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。」を加えます。

同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同号ウを同号オと改めます。

32条第17号ア中「要支援更新認定」の前に「法第33条第2項に規定する」を加え、同号イ中「要支援状態」の前に「法第33条の2第1項に規定する」を加え、同条第20号中「退所」の次に「を」を加え、12ページになります。

同条第21号中「又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）」を「等」に改め、同条同項の次に、第28号として以下を加え、第29号として以下を加えます。

第33条第1号中「口腔」に改めます。

同条第6号中「地域支援事業」の次に「（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）」を、「介護給付」の次に「（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）」を加え、章名を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改めます。

第34条の見出しを削り、同条中「第2条及び」を削り、「前章」の次に「まで」を加え、括弧の次の「まで」を削り、13ページになります。

「計画費」の次に「（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）」を、「特例」の前に「法第59条第3項に規定する」を加えます。

章名を「第7章 雑則」に改めます。

第35条第1項中「当たる者」の次に「並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）」を、「その他」の次に「これらに類するもののうち、」を加え、「この条例の規定」に改め、「書面に代えて、」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第2項中「及び指定介護予防支援の提供に当たる者」を削り、「説明」の次に「、同意、承諾」を、「その他」の次に「これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、」を加え、「この条例の規定」に改め、「利用者又はその家族等に対して」及び「並びに同意及び承諾」を削り、「当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）」に改め、同条第3項を削ります。

議案に戻りまして、附則として、第1条は施行期日であり、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

第2条は、重要事項の揭示に係る経過措置であり、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないとするものであります。

説明は以上となります。

続きまして、承認第9号「専決処分の報告及びその承認について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、専決第9号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

げます。

この改正は、指定居宅サービス等の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により町条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

なお、改正箇所が多岐にわたるため、改正後についてのみご説明申し上げます。

まず、1 ページをご覧ください。

第1条中「について」に改め、第2条第1号中「法第8条の2第12項」に改めます。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削ります。

2 ページになります。

第7条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合」の次に「において、」を加え、「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、」に改め、「町長」に改めます。

第9条第2項中「第79条において同じ。」と「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を削り、「の運営」の前に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」を加え、「同条第7項」を「第44条第7項及び第71条第9項」に改めます。

3 ページになります。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「ほか、」に改め、「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の管理上支障がない場合は、」及び「同一敷地内にある」を削り、「ができるものとする」に改めます。

第11条第2項中「第5項に」に改め、同項第2号中「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

4 ページになります。

第15条第2項中「（これに相当するサービスを含む。）」に改めます。

第16条中「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に改め、「平成27年会津坂下町条例第17号」に改め、「基準」の次に「条例」を加え、「第32条」に改めます。

第19条中「介護予防サービス計画」に改めます。

第22条第3項中「次に」に改めます。

5 ページになります。

第26条第2項を削り、第3項を第2項とします。

第27条第2号中「介護予防認知症対応型通所介護」を削ります。

第28条の次に同条第4項として以下を加えます。

第28条の2第1項中「以下」の次に「この条において」を加えます。

6 ページになります。

第30条第2項中「当たって」の次に「は」を加え、第31条第2項中「次に」に改め、第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「重要事項」に改め、「前項」に改めます。

同条の次に、同条第3項として「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」を加えます。

第37条の2中「次に掲げる」に改めます。

第39条第1項中「町の職員」に改めます。

7 ページになります。

「又は」の前に「（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加えます。

第40条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては」を削り、同項第1号中「第42条第2号に規定する」を削り、同項第2号中「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に同項第3号として以下を加えるものとします。

8 ページになります。

第42条第3号中「介護予防サービス計画」に改め、同条第14号中「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に第10号として以下を加え、第11号として以下を加えます。

第44条第6項中「右」に改め、同項の表中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に」の前に（1）を加え、「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の」の前に（2）を加え、「（1）の項」に改めます。

第44条第10項中「法第8条の2第16項」に改め、「第67条第3号に規定する」を削り、同項ただし書中「（1）の項」に改め、同条第12項中「第67条第3号に規定する」を削り、10ページになります。

第45条第1項ただし書中「他の事業所、施設等の職務」に改めます。

11ページになります。

第48条第2項第2号ア及びイ中「一」に改め、同号ウ中「イ」の次に「の基準」を加

えます。第52条第3項中「次に」に改め、第53条第1項中「身体的拘束等」に改め、同条の次に第3項加え、12ページ、同項第1号、そして2号、3号を以下のとおり加えるものとします。

第57条第2号中「介護予防小規模多機能型居宅介護」を削り、第58条第2項中「町」に改め、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であつて、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、」に改め、「介護」の次に「の提供」を加えます。

第59条第2項中「当たって」の次に「は」を加え、13ページになります。

第63条の次に見出しとして「（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）」を加え、第63条の2として以下を加えるものとします。

第64条第2項中「次に」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「の規定による」に改め、14ページになります。

第65条中「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」に改め、「と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加えます。

第66条第2項中「その」に改め、第67条第2号中「指定介護予防支援等基準条例第31条各号」に改め、「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に改め、同条第3号中「行わなければならない」に改めます。

15ページになります。

第71条第1項ただし書中「であり、かつ、」に改め、16ページになります。

同条第4項中「（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」及び「（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）」を削り、同条第5項中「第88条第2号に規定する」を削り、同項ただし書中「当該計画作成担当者」に改め、「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第7項ただし書中「できる」の次に「ものとする」を加えます。

17ページになります。

同条第9項中「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修」に改めます。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、第74条第3項及び第4項中「一」に改め、18ページになります。

第78条第2項中「身体的」の前に「前項の」を加え、第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、第80条第2号中「介護」を削り、「職務」の次に「の」を加えます。

第81条第2項中「介護」を削り、同条の次に、第4項として以下を加えます。

19ページになります。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に第2項を加えます。同項第1号、2号、そして同じく第3項、第4項、第5項、第6項を以下のとおり加えます。

20ページになります。

第85条第2項中「次に」に改め、「介護報酬の請求に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては」を削り、同項第2号から第6号までの規定中「の規定による」に改め、第86条中「第61条及び第63条の2」に、「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」に改め、「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、21ページになります。

第87条第2項第2号中「前条」に改め、第91条第1項中「これらに類するもののうち、この条例の規定において」に改め、「第76条」に改め、「書面に代えて、」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、「承諾」の次に「その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの」を加え、「当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、」に改め、「電磁的方法」の次に「（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）」を加え、同条第3項を削り、第92条を次のように改めます。第92条を削除します。

議案に戻りまして、附則として、第1条は施行期日であり、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、第32条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

第2条は、重要事項の掲示に係る経過措置であり、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないとするものとします。

第3条は、身体的拘束等の適正化に係る経過措置であり、施行日から令和7年3月31

日までの間における新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とするものです。

第4条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置であり、施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とするものでございます。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって説明を終わります。

休憩のため休議といたします。

（午後2時02分）

再開を2時15分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時15分）

質疑・討論・採決は1件ごとに行います。

まず、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回の条例改正の重要な点として、利用者の身体的拘束について条例によって規定したことが挙げられると思います。

◎議長（赤城大地君）

高久敏明君に申し上げます。現在、承認第3号の質疑応答を行っております。

◎1番（高久敏明君）

失礼しました。まだですね。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長(赤城大地君)

次に、承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第４号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第４号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長（赤城大地君）

次に、承認第５号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第５号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第５号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第５号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長（赤城大地君）

次に、承認第6号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第6号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回の介護関係の条例改正の重要な点として、利用者の身体的拘束について条例によって規定されたことが挙げられると思います。その点についてお伺いします。万が一現場で事故等などが起こった場合の町の責任はどうなのか、あるのかないのかお伺いします。

もう一点、身体的拘束については重大な人権侵害に当たると考えられます。今回専決処分ということで処理しましたが、このことについて専決処分とする必要があったのか、町の見解をお伺いします。

以上2点、お願いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

第1点目でございます。町の責任があるかというようなことでございますが、これについては、地域密着型については町が指定しているというようなところもございます。そのほかの部分については県が指定というようなことでございますので、中身によるかと思いますが、全部が全部、町が責任を負うというようなことでもないでしょうし、当然、事業者が一番には責任を持つものと考えております。

2番目の部分でございますが、人権侵害ではないのかというようなところでございますが、身体拘束でございます。この明文としてやむを得ない場合というような文言を入れておりまして、この部分については、例えば本人またはほかの利用者の生命に係る部分で危険があるというようなことが著しいとか、または本人を拘束する以外に代替的な部分がないというようなこと、そして一時性というようなことで、最も短い期間で処理というか、そういうのができるというようなことを謳っておりますので、一概に人権侵害とは考えてはおりません。

◎議長（赤城大地君）

専決処分をしたことについての見解を求めています。

◎生活課長（新井田英君）

専決については、国のほうから準則が来るわけですが、それについてもずっと遅く来るような形で、それを条例上に直すには相当時間がかかるという部分もありますので、ぎりぎり5月の頭ぐらいに来たものですから、それからやったというようなことで、専決処分するしかなかったというのが実情でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。追加であれば。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回の6月議会では駄目だったのでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

適用が4月1日でございますので、もうその時点から各事業所さんについては効力が生じていますので、その時点で専決しないと間に合わない。専決した部分は次回の議会で報告というのが決まりでございますので、そういう形になりました。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

今回の改正につきまして、その目的でありますけれども、介護に関わる方々の軽減ということが含まれているというふうに思うんですが、聞いていると、軽減になるのかど

うかよく分からないという感じがするんですけども、具体的に軽減される部分、あるいは逆に過重となる部分というのが両方含まれているような気がするんですけども、その辺の分析というのはどういうふうにお考えでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

軽減といいますと、例えばＩＣＴを活用した見守りであったり、それによって、いわゆる見守りの機器とか複数のテクノロジーを活用して人員配置を軽減させるというようなことと、あとは職員間の適切な役割の明文化をしまして、それによって軽減をされるというようなところでございます。

◎６番（小畑博司君）

議長、６番。

◎議長（赤城大地君）

６番、小畑博司君。

◎６番（小畑博司君）

そういうふうな受け止め方をしますと、介護等に従事する方々についてはいいことだけで、心配されることはないというふうに受け止めていらっしゃるんですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

要介護者の部分かと思います。例えばＩＣＴを入れて人が減って、そして介護に携わる人が少なくなって、介護がなかなか充実しないのではないかというような思いかと思いますが、国のほうでは、要介護者が最初はある程度のサービスを受けていて、それが経過をするごとに、リハビリ期間中でだんだん身体的な部分がよくなってきて、ある程度、簡単に言うと手間がかからなくなってくるというようなことで、例えばそこに従業員の方、ヘルパーとかを減らしていくというような、そういうような国の趣旨でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第6号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長(赤城大地君)

次に、承認第7号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第7号「会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

この条例改正に当たりまして、53ページに及ぶ説明があったんですけども、説明の中では、「次に」であるとか、「ものによる」とか、そういった説明は詳しくあるけども、本当の条例として改正される新しく加わる部分が何度も説明の中で抜けているというのは、どういう選択をされたのか分かりませんが、本来の趣旨である部分の説明というのが、以下のとおり加わりますというような説明でずっと行ってしまったというふうに私は感じました。その辺、意図があるとかないとかは思っていないんですけど、ちょ

っと丁寧さに欠けているなというふうに逆に思ってしまいました。

それは説明の仕方が悪いというふうに言ってしまうばそれまでですけども、どういう考えの下にそういった提案のされ方をしたのか、考えがあるということであれば聞きたいのでよろしくお願いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

午前中の説明までの部分については、ある程度全部説明をしております。その後、重複する部分については、以下というふうなことで加わる部分が多かったので、そのような形で説明をさせていただきました。なかなか伝わらなかったというようなことに対してはおわび申し上げたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

小畑博司君にお伺いいたします。

その部分につきましてご指摘ができるのであれば、ただいま説明を詳しく求めますが、いかがでしょうか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

例えば53分の33ページの130条の11項の（１）のア、イ、ウ、エ、オとか、次の35ページの147条の２から16まで一切なく、以下のとおり、あるいは41ページの172条（１）（２）（３）これらについてはきちっと説明すべきではないかというふうに思いましたので、申し上げました。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長、該当部分につきましてご説明がございましたらお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

それでは、33ページから再度説明させていただきます。

第11項として「次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの

規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。」を加え、同項第1号として「第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。」を加え、アとして「利用者の安全及びケアの質の確保」、イとして「地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮」、ウとして「緊急時の体制整備」、エとして「業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検」、オとして「地域密着型特定施設従業者に対する研修」を加え、同項第2号として「介護機器を複数種類活用していること。」、同じく第3号として「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。」。

34ページになります。

同じく第4号として「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。」を加えるとするものでございます。

◎議長（赤城大地君）

その内容についての説明を求めているところです。

◎生活課長（新井田英君）

内容については、従業員の人数に関する部分でございます。これについては、生産性向上に先進的に取り組む施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化というようなことで、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が図れると認められる指定特定施設に係る人員配置で、3人に対して1人の職員が0.9人というようなことになるというようなところでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。加えて質疑ございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

先ほどのにも関連することでございますけれども、物を作る生産ラインではありませんので、慣れたからといってどんどん人を減らしても大丈夫だというような現場ではないということは、皆さんも承知だと思います。それを、先ほどの課長の答弁というか説明を聞きますと、介護に慣れてくれば、あるいは機器を導入すれば、人を減らしても軽減が図れるんだというふうな認識のようでございますが、これはあくまでも課長ではなくて国の認識だろうと思いますけれども、現場はそんなわけにはいかないというのが今

の介護現場の状態だろうと思います。

本当にこういうことができる介護事業者もいらっしゃれば、なかなかそうもいかない小規模のところもあるというところで、十把一絡げでこういったものが網かけにされてできるものだというふうな受け止めでこの条例が制定されるとすれば、あまり、介護される者にとっても、あるいは介護する者にとってもいいことがないんじゃないかというふうな受け止めてしまうんですけども、そのようには思われないのでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

当然、議員おっしゃるとおりなんですけども、現実的には各施設の介護職員が不足していて、介護の病床数、ベッド数を減らしている、そういうふうな施設も現実的にはございます。それに歯止めをかける意味ではないんですけども、国のほうでもある程度対象者が増えると逓減制の適用というような考えがあって、増やせばその分報酬を逓減的に下げますよ、だからあまり人員を削減しないでくださいというような、そういうような絡みも、表裏の部分があるような形はあるというのは現実でございます。

坂下町については、坂下だけではないですけども、現実的には介護職員が減って、満床で施設がなかなか運営できないというようなところもございますので、なるべく要介護者にとって適切に運営できるような、そういうような形になればというように私は個人的には思っています。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第7号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第7号「会津坂

下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長（赤城大地君）

次に、承認第８号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第８号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第８号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第８号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議長（赤城大地君）

次に、承認第9号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第9号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第9号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第9号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎同意第2号上程説明

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由をご説明申し上げます。

令和3年7月1日より固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております武藤和伊氏におかれましては、令和6年6月30日をもって任期満了となります。

武藤委員には、委員として選任されて以来、高い識見を持って、会津坂下町の行政進展のために多大なるご貢献を賜りました。そのご苦勞とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、江花孝氏をご推薦申し上げます。

江花氏は、会津坂下町役場に長く勤められ、固定資産税業務に従事した経験もあることから、我が町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和6年7月1日から3年間であります。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第31号から議案第40号まで一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第31号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から議案第40号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの10件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議案第31号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第32号 会津坂下町工場誘致条例の一部を改正する条例

議案第33号 会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について

議案第34号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予

算（第1号）

議案第39号 令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（赤城大地君）

一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第31号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第31号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の改正に伴う会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の限度額の改正及び低所得者に対する軽減所得判定基準の引上げであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。参考の資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

初めに課税額であります。第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改めます。

次に税の減額についてであります。第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改めます。

2ページになります。

同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めます。

議案に戻って、附則として、1は施行期日であり、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

2は適用区分であり、この条例による改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第32号について説明願います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

それでは、議案第32号「会津坂下町工場誘致条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町工場誘致条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、助成措置の対象業種の追加及び該当要件の緩和により、企業の進出促進と既存企業への支援拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所でございます。

1 ページをご覧ください。

条例名「会津坂下町工場誘致条例」を「会津坂下町企業誘致条例」に改めます。

次に、第1条中「工場の新設」を「工場等の新設」に改め、「行う者」を「行う企業等」に改め、「工場の立地」を「工場等の立地」に改めるものでございます。

次に、第2条第1号中「工場」を「工場等」に改め、「ホ」を「へ」とし、「ニ」の次に「ホ 宿泊業」を加えるものであります。

第2号及び第3号中「工場」を「工場等」に改め、第4号中「既存工場」を「既存工場等」に改めるものであります。

次に、第3条見出し「（工場誘致委員会）」を「（企業誘致委員会）」に改め、第1項中「工場誘致委員会」を「企業誘致委員会」に改めます。

2 ページをご覧ください。

第3条第3項第1号中「工場誘致」を「企業誘致」に改め、第4号中「工場の誘致」を「企業の誘致」に改めるものであります。

次に、第8条第1項、各号列記以外の部分中「工場」を「工場等」に改め、第1号「工場立地奨励金」を「企業立地奨励金」に改めるものであります。

次に、第9条、各号列記以外の部分中「工場」を「工場等」に改め、第1号中「工場用地」を「工場等用地」に改めるものであります。

次に、第10条中「工場」を「工場等」に改めます。

次に、第12条中「引続き」を送り仮名「き」を加えた「引き続き」に改め、「当該工場」を「当該工場等」に改めるものであります。

次に、第13条中「工場」を「工場等」に改めます。

3 ページをご覧ください。

第15条中「工場」を「工場等」に改めます。

次に、別表（第8条関係）でございますが、新たな項・欄を加えたため、全部改正とさせていただきますが、説明は新旧対照表をもってさせていただきたいと思っております。

なお、別表の縦の枠を「項」、横の枠を「欄」と申し上げます。また、全部改正でございますので、全ての文言に下線が引いてございます。

助成措置の項中「工場立地奨励金」を「企業立地奨励金」に改めます。

次に、種別の項「新設」について申し上げます。

要件の項に「（対象施設）の項」及び「（要件）の項」を加え、「（１）建築面積500㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が2,000万円以上又は新規常時雇用従業員数5人以上」を「（対象施設）の項第2条第1号イ製造業」については、「（１）延床面積250㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が1,000万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上」に改め、「（対象施設）の項第2条第1号ロ情報通信業、ニサービス業」については、「（１）延床面積200㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上」に改め、「（対象施設）の項第2条第1号ハ運輸業」については、「（１）建物の場合延床面積100㎡以上、駐車場の場合面積1,000㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上」に改めるものでございます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

4ページをご覧ください。

「（対象施設）の項第2条第1号ホ宿泊業」につきましては、「（１）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。」及び「（２）新規常時雇用従業員数3人以上」に改めます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

「（対象施設）の項第2条第1号ヘ町長が特に必要と認める業種」については、要件の項を「町長が特に認めるもの。」に改め、内容の項を「第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額」に改め、支払時期の項を「第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間」に改めるものであります。

次に、種別の項「増設」について申し上げます。

「（１）建築面積300㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が1,000万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上」を「（対象施設）の項第2条第1号イ製造業」については、「（１）延床面積150㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上」に改めます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

5ページをご覧ください。

「（対象施設）の項第2条第1号ロ情報通信業、ニサービス業」については、「（１）延床面積100㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が250万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上」に改め、「（対象施設）の項第2条第1号ハ運輸業」については、「（１）建物の場合延床面積50㎡以上、駐車場の場合面積500㎡以上」及び「（２）投下固定資産額が250万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上」に改め、「（対象施設）の項第2条第1号ホ宿泊業」については、「（１）旅館業法第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とする。ただし、風俗営業等の規

制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。」及び「(2)新規常時雇用従業員数1人以上」に改めるものでございます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

6ページをご覧ください。

「(対象施設)の項第2条第1号へ町長が特に必要と認める業種」については、要件の項を「町長が特に認めるもの。」に改め、内容の項を「第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額」に改め、支払時期の項を「第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間」に改めるものでございます。

次に、種別の項「移転」について申し上げます。

「移転前と比較し建築面積を縮小しないもので、新規常時雇用従業員数が2人以上。ただし、建築面積が500㎡以上」を「(対象施設)の項第2条第1号イ製造業」については「移転前と比較し建築面積を縮小しないもの(空き工場を含む。)」で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、延床面積が250㎡以上」に改め、「(対象施設)の項第2条第1号ロ情報通信業、ニサービス業」については、「移転前と比較し建築面積を縮小しないもの(空き工場を含む。)」で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、延床面積が200㎡以上」に改め、「(対象施設)の項第2条第1号ハ運輸業」については、「移転前と比較し建築面積を縮小しないもの(空き工場を含む。)」で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、建物の場合延床面積100㎡以上、駐車場の場合面積1,000㎡以上」に改めるものでございます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

6ページから7ページにかけてご覧ください。

「(対象施設)の項第2条第1号ホ宿泊業」については、「(1)旅館業法第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。)」で、常時雇用従業員数が移転前と同程度」に改めます。

内容及び支払時期の項に変更はございません。

「(対象施設)の項第2条第1号へ町長が特に必要と認める業種」については、要件の項を「町長が特に認めるもの。」に改め、内容の項を「第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額」に改め、支払時期の項を「第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間」に改めるものでございます。

助成措置の項「住宅取得奨励金」につきましては、要件、内容及び支払時期の項に変更はございません。

8ページをご覧ください。

助成措置の項「雇用促進奨励金」については、種別の項「新設」には要件の項「工場立地奨励金の新設の要件に同じ。」、「増設」には「工場立地奨励金の増設の要件に同じ。」、「移転」には「工場立地奨励金の移転の要件に同じ。」としていたものを、種別の項「新設」の要件の項を「企業立地奨励金の要件に同じ。」に改め、「増設」の要

件の項を「企業立地奨励金の要件に同じ。」に改め、「移転」の要件の項を「企業立地奨励金の要件に同じ。」に改めます。

8ページから9ページにかけてご覧ください。

内容の項の(2)の次に「(3)第2条第1号へについては、第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額」を加えます。

支払時期の項に変更はございません。

助成措置の項「環境整備事業」については、要件、内容及び支払時期の項に変更はございません。

議案にお戻りいただきたいと思います。9ページをご覧ください。

附則でございます。「施行期日」といたしまして、この条例は、令和6年7月1日から施行したいというものであります。

「経過措置」といたしましては、改正後の会津坂下町企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以降に助成措置適用指定したものに適用し、施行日前に指定したものについては、なお従前の例によるものとするというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第33号について説明願います。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更」につきまして、ご説明を申し上げます。

この議案は、会津坂下町役場新庁舎の建設場所を複数の候補地として、改めて建設場所の議論を行うために、平成30年に会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により議決をいただきました平成30年議案第18号の議決内容の一部である建設場所について、同規定を根拠に変更したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

右側の「旧」が変更前、左側の「新」が変更後で、下線部分が変更箇所であります。

議案第18号の「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について」のうち、「1 会津坂下町役場新庁舎の建設場所」の「現本庁舎・北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」を、「現本庁舎・北庁舎・東分庁舎・東駐車場用地、又はその他の候補地」に変更するものであります。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第34号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第34号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億2,777万5,000円を追加し、予算の総額を81億5,424万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものです。

次に、第2条、地方債の廃止・変更は、「第2表 地方債補正」によるとするものです。

今回の補正予算の主なものは、4月の人事異動等に伴う人件費の補正や国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正、地区要望による町道の整備等の補正、起債の繰上償還のため令和5年度の繰越金を減債基金に積立てをする補正となります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」について、ご説明いたします。今回の補正では、廃止が1件、変更が3件であります。

まず、廃止となる町道改良整備事業は、交付税措置のない地方道路等整備事業債2,700万円を廃止するものであります。

次に、変更の橋梁整備事業は、町道宇内沼越線丈助橋橋梁架け替え事業において、基本設計後に必要な詳細設計業務を実施するため、過疎対策事業債800万円を増額するものです。

次に、緊急浚渫推進事業は、4か所の土砂浚渫工事を実施し、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるもので、緊急浚渫推進事業債500万円を増額するものです。

次に、河川改修整備事業は、当初予定していた舟渡水害防除整備工事が県との協議により起債に該当しなくなったことから、防災対策事業債200万円を減額するものであります。

次に、事項別明細書についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から21款町債まで、補正前の額79億2,647万円、補正額2億2,777万5,000円の増、補正後の額81億5,424万5,000円となります。

す。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1,022万2,000円の減、地方債が1,600万円の減、その他特定財源が13万円の増、一般財源が2億5,386万7,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について、ご説明いたします。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額16万2,000円の増は、児童手当の制度改正に伴う人事給与システム改修に係る補助金です。

4 目土木費国庫補助金、補正額858万円の減は、まず1 節道路橋りょう費補助金23万5,000円の増は、除雪対策事業に係る社会資本整備総合交付金で、内示により増、2 節住宅費補助金881万5,000円の減は、古町川尻団地6 号棟から8 号棟の受水槽設置工事に係る社会資本整備総合交付金で、内示により減額をするものです。

5 目教育費国庫補助金、補正額321万3,000円の減は、まず4 節社会教育費補助金417万2,000円の減は、文化財保存活用地域計画の策定に係る補助金で、内示により減額をするものです。5 節幼稚園費補助金95万9,000円の増は、医療的ケアが必要な園児の受入れに対する教育支援体制整備事業費補助金を計上するものであります。

15款2項1 目総務費県補助金、補正額24万1,000円の減は、電源立地地域対策交付金が、発電量の減少に伴い減額をするものであります。

4 目農林水産業費県補助金、補正額113万9,000円の増は、地域の農業者の話し合いに基づき、地域計画の策定に向けた取組を支援する地域計画策定推進緊急対策事業補助金が内示により増額するものであります。

4 ページをご覧ください。

3 項5 目土木費県委託金、補正額6 万円の増は、労務単価の増により増額をするものです。

6 目教育費県委託金、補正額21万円の増は、スクールソーシャルワーカーの1 名増により増額をするものです。

19款1 項1 目繰越金、補正額2 億3,000万円の増は、純繰越金が3 億7,000万円と試算されることから、当初予算との差額を計上したものであります。

なお、繰越金の詳細な内訳につきましては、決算確定後にご説明をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。

20款4 項4 目雑入、補正額2,423万8,000円の増は、まず、地域の元気プロジェクト助成金13万円の増は、明治安田生命が地域貢献としてイベント開催費用等に対する助成で、御田植祭の早乙女踊りの備品を整備するため計上いたしました。

次に、過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,410万8,000円は、令和5 年度に実施した住民税非課税世帯に対し7 万円を給付した支援事業の実績に基づき、令和

6年度先行交付決定分として交付されるものです。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が1件、変更が3件であります。なお、町債の総額は1,600万円減の1億9,729万7,000円で、アクションプランで定めた毎年度の起債上限2億円以内となっております。

6ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

まず、本補正予算の人件費分の補正につきましては、4月の人事異動に伴うもので、一般会計分は291万8,000円の減、特別会計・企業会計も含めた全体では284万2,000円の減となります。

主な要因としましては、職員数の1名減、退職職員と新規採用職員の給料の差額などによるものです。

また、会計年度任用職員におきましては、採用者の決定及び給与額の確定等により、一般会計分で294万9,000円の増、特別会計、企業会計も含めた全体では5,000円の増額となります。

1款1項1目議会費、補正額675万8,000円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものであります。

2款1項1目一般管理費、補正額114万3,000円の減は、2節給料から7ページ、3節職員手当等は、人事異動及び職員の2名減によるものであります。4節共済費は、共済組合負担金の改定による共済費の増を計上したものであります。

8ページをご覧ください。

12節委託料16万3,000円の増は、児童手当の制度改正に伴う人事給与システムの改修費の増、13節使用料及び賃借料15万円の増は、一般団体の中央公民館の利用機会を確保するため、行政利用分をパストラルホールに振り分けるため、パストラルホールの使用料を計上いたしました。14節工事請負費70万5,000円の増は、ばんげひがし公園等に防犯カメラを設置するため計上いたしました。

5目財産管理費、補正額1億3,332万円の増は、まず、財政調整基金32万円の増は、前年度末にご寄附をいただきました一般寄附金2件分を積立てするもので、年度末の財政調整基金残高は7億6,301万4,000円となる見込みであります。

次に、減債基金1億3,000万円の増は、今後、庁舎建設等で多額の起債が必要となるのに伴い、利率の高い農業生産基盤整備事業債1本（利率2.4%）を繰上償還するため、令和5年度の剰余金を積立てし、将来負担の軽減を図ってまいります。なお、繰上償還は令和7年3月を予定しており、支払利息は約1,200万円の減少を見込んでおります。

次に、湯川・会津坂下地域振興施設整備基金300万円の増は、前年度末に株式会社湯川・会津坂下からいただいた寄附金を積立てするもので、年度末の基金残高は300万1,000円となる見込みであります。

なお、地方財政法におきまして、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとしております。令和

5年度中に剰余金として3月に積立てした分と今回の積立分を合わせまして2億7,400万円となり、現時点での剰余金5億1,400万円の2分の1以上を積立てすることとなっております。

次に、6目企画費、補正額278万3,000円の増は、まず10節需用費23万2,000円の増は、金上コミュニティセンターの外灯及び水道管を修理するため増額をするものです。17節備品購入費8万8,000円の増は、金上コミュニティセンターの冷蔵庫及びインクジェットプリンターが故障したため購入費を計上するものであります。

9ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金246万3,000円の増は、地域づくり交付金のうち、各地区の課題を地区自らで解決するための課題解決分で、前年度繰越分を計上しております。

7目交通安全対策費、補正額59万9,000円の増は、地区要望によりカーブミラーや集落案内板の工事費を計上するものであります。

2項1目税務総務費、補正額667万3,000円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものであります。

10ページをご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額384万5,000円の増は、人事異動によるものであります。

11ページをご覧ください。

4項1目選挙管理委員会費、補正額187万4,000円の減は、人事異動によるものであります。

12ページをご覧ください。

6項1目監査委員費、補正額2万7,000円の増は、議会選出監査委員の変更により費用弁償を増額するものであります。

13ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額303万2,000円の増は、2節給料から4節共済費までは人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものであります。27節繰出金169万6,000円の増は、まず、国民健康保険特別会計繰出金254万6,000円の増は、人事異動に伴う人件費の増及び健康管理センターの雨漏り修繕や空調設備の工事により増額をするものであります。

14ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計繰出金104万1,000円の増及び介護保険特別会計繰出金189万1,000円の減は、人事異動によるものであります。

2項1目児童福祉総務費、補正額186万円の増は、会計年度任用職員の確定によるものであります。

15ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費、補正額92万4,000円の増は、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものであります。

16ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額562万円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものであります。

17ページをご覧ください。

6款1項2目農業総務費、補正額704万2,000円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものであります。

18ページをご覧ください。

3目農業振興費、補正額159万9,000円の増は、地域計画策定に係る職員の時間外手当の増及び会計年度任用職員の確定によるものであります。

5目農地費、補正額491万1,000円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものであります。

19ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費、補正額451万8,000円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものであります。

20ページをご覧ください。

3目観光費、補正額13万円の増は、明治安田生命より助成されます地域の元気プロジェクト助成金を、御田植祭早乙女踊りで使用する備品整備のため、町観光物産協会への委託料を増額するものであります。

8款1項1目土木総務費、補正額322万円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものであります。

21ページをご覧ください。

2項1目道路維持費、補正額774万円の増は、まず、4節共済費159万9,000円の増は、除雪オペレーターの共済組合負担金の改定により増額をするものであります。10節需用費956万8,000円の増は、道路補修や防雪柵の修繕用部材の購入、除雪機械等の整備費用を増額するものです。17節備品購入費、342万7,000円の減は、除雪トラックの入札により事業費が確定したため減額をするものであります。

2目道路新設改良費、補正額4,110万円の増は、道路の改修工事を実施するもので、通学路合同点検や地区要望により、公園通り線道路整備工事のほか20路線の道路整備工事費を増額するものであります。

22ページをご覧ください。

3目街路灯費、補正額210万円の増は、地区要望により、街路灯の修繕及び街路灯の新設工事費を計上いたしました。

5目橋りょう新設改良費、補正額800万円の増は、丈助橋の架け替え事業において、基本設計後に必要な橋梁詳細設計費を計上しました。

3項1目河川総務費、補正額6万1,000円の増は、県より委託されています旧宮川・新宮川・只見川河川浄化事業の労務単価の増により増額をするものです。

2目河川維持費、補正額820万円の増は、準用河川等堆砂除去520万円の増は、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるため、4か所の浚渫工事費を計上するものであります。河川維持費300万円の増は、舟渡水害防除整備の工区の増により増額をする

ものであります。

23ページをご覧ください。

4項1目都市計画総務費、補正額251万1,000円の減は、人事異動によるものであります。

2目土地区画整理費、補正額2万4,000円の増は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、人事異動によるものであります。

24ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費は、補正額はございませんが、国庫支出金の内示による財源内訳の補正となります。

9款1項1目非常備消防費、補正額24万9,000円の増は、まず、8節旅費は、防災士研修における職員の旅費です。10節需用費は、防災士研修講座の受講費及び要配慮者向けの「防災の手引き」の作成費用になります。

2目消防施設費、補正額297万円の増は、まず、14節工事請負費99万円の増は、地区要望により、中開津区のホース乾燥塔の設置工事費を計上するものであります。17節備品購入費198万円の増は、金上区の小型動力ポンプの故障のため、購入費を計上するものであります。

25ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費、補正額9万7,000円の減は、まず、1節報酬は、県の人事配置に伴うスクールソーシャルワーカー1名増により増額をするものであります。2節給料及び3節職員手当等は、人事異動によるものであります。8節旅費から26ページ、10節需用費は、スクールソーシャルワーカーの1名増に伴い増額するものであります。

3目子ども支援費、補正額153万6,000円の減は、人事異動によるものであります。

27ページをご覧ください。

2項1目学校管理費、補正額501万5,000円の増は、まず、10節需用費111万5,000円の増は、坂下南小の屋上防水改修等を行うため計上いたしました。14節工事請負費390万円の増は、坂下南小学校の正面玄関・通路路舗装工事等を行うため計上いたしました。

2目教育振興費、補正額23万1,000円の増は、特別支援学級の1クラス増に伴い、教師用教科書及び指導書の購入費を増額するものであります。

3項1目学校管理費、補正額401万9,000円の増は、坂下中学校図書室の空調機の故障により、交換工事を行うため計上いたしました。

4項1目幼稚園費、補正額85万9,000円の減は、2節給料から28ページ、3節職員手当等は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものであります。17節備品購入費4万3,000円の増はラミネータの故障により購入費用を計上したものであります。

29ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費、補正額242万5,000円の減は、人事異動に伴うものでございます。

4目埋蔵文化財発掘調査費、補正額1万8,000円の増は、会計年度任用職員の確定によるものです。

5 目指定文化財管理費、補正額1,000円の増は、会計年度任用職員の確定による人件費の増及び国庫支出金の内示による財源内訳の補正となります。

30ページをご覧ください。

6 項 1 目保健体育総務費、補正額30万円の増は、会津農林高等学校の早乙女踊り保存クラブが岐阜県で開催されます全国高校文化祭に県代表として出場するのに伴い、激励金を計上したものであります。

最後に、14款 1 項 1 目予備費、補正額573万9,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,331万8,000円となります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後 3 時24分）

再開を 3 時35分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 3 時35分）

続いて、議案第35号から議案第37号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第35号「令和 6 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ808万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,595万5,000円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正は、前年の所得確定による国民健康保険税の本算定及び人事異動に係る補正でございます。

税率につきましては、財政運営の主体である県が提示する標準保険料率を参考として算定しておりますが、県が示す本算定税率が前年度より若干税率が上がる内容で示され、被保険者の税負担抑制や会津管内の他市町村の改定状況を考慮し税率改定を見送ることとし、5月22日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

今回の補正予算は、この答申内容を反映し令和6年度の国保事業の運営をしてまいりたいというものでございます。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括になります。

初めに歳入であります。

1 款国民健康保険税から7 款繰越金までの合計に808万9,000円を追加し、歳入を18億9,595万5,000円としたいというものであります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。1 款総務費から9 款予備費まで、歳出合計を18億9,595万5,000円にしたいというものであります。財源内訳は、一般財源が808万9,000円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款1 項1 目一般被保険者国民健康保険税は、税率の決定並びに令和5 年中の所得額確定に伴い算定した結果、1 節医療給付費分現年課税分から9 節介護納付金分現年課税特別徴収分まで556万6,000円の減となり、2 億8,606万円となります。

4 ページをお開きください。

6 款1 項1 目一般会計繰入金254万6,000円の増は、人事異動による人件費の補正分及び健康管理センター施設管理分の増によるものです。

7 款1 項1 目繰越金1,110万9,000円の増は、令和5 年度の医療費が見込額を下回ったことによるものです。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出であります。

1 款1 項1 目一般管理費428万7,000円の増は、2 節給料から4 節共済費まで、人事異動による人件費の補正となります。

6 ページをご覧ください。

11 節役務費から12 節委託料は、保険証廃止に伴うシステム改修費用等となります。

1 款5 項1 目収納率等特別対策事業費5 万7,000円の増は、人事異動による職員手当等の補正であります。

3 款1 項1 目一般被保険者医療給付費分35万2,000円の増、同じく2 項1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分32万9,000円の増、3 項1 目介護納付金分90万7,000の減は、県が算定する事業費納付金の額の確定によるものです。なお、事業費納付金の合計は、当初予算より22万6,000円の減となります。

5 款2 項2 目疾病予防費10万5,000円の増は、2 節給料から、8 ページ、4 節共済費まで、人事異動による人件費の補正であります。

5 款3 項1 目施設管理費135万3,000円の増は、10 節需用費から14 節工事請負費まで、施設老朽化に伴う修繕費用及び工事費で、北側壁面の雨漏り修繕及び1 階歯科室の空調設備の更新等であります。

5 款3 項2 目保健指導事業費81万9,000円の増は、2 節給料から、9 ページ、4 節共

済費まで、人事異動による人件費の補正であります。

6 款 1 項 1 目国保基金積立金は999万9,000円の増で、基金に積立てをしたいというものであります。

10ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目予備費は830万5,000円の減で、4,389万7,000円であります。

以上、補正の説明となります。

次に、議案第36号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,772万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1の総括、歳入でございます。

7 款繰入金から189万1,000円を減額し、歳入を23億9,772万9,000円にするものです。

2 ページは歳出です。1 款総務費から189万1,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の23億9,772万9,000円にするものです。財源内訳は、一般財源が189万1,000円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入です。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金189万1,000円の減は、人事異動に係る人件費の減額分です。

4 ページをご覧ください。3の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費189万1,000円の減は、2 節給料から 4 節共済費まで、人事異動によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号「令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ104万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,338万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入でございます。

3 款繰入金に104万1,000円を追加し、歳入を2億2,338万3,000円にするものです。

2 ページは歳出です。1 款総務費に104万1,000円を追加し、歳出合計を歳入と同額の2億2,338万3,000円にするものであります。財源内訳は、一般財源が104万1,000円の増でございます。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入でございます。

3 款1 項1 目事務費繰入金104万1,000円の増は、人事異動に係る人件費増額分でございます。

4 ページをご覧ください。3 の歳出でございます。

1 款1 項1 目一般管理費104万1,000円の増は、2 節給料から4 節共済費まで、人事異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第38号から議案第40号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第38号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,851万9,000円としたいというものであります。

次に、第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、職員の人件費のうち、共済負担金の改定に伴う経費を計上したものであります。

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

3款一般会計繰入金が、2万4,000円の増であります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、一般財源が2万4,000円の増となります。

3ページをお開きください。

2、歳入であります。

3款1項1目一般会計繰入金を2万4,000円追加したいというものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費を2万4,000円追加したいというものであります。

この内訳としまして、4節共済費2万4,000円の増は、共済負担金の改定に伴う補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第39号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億9,921万4,000円に1,000円を追加し、4億9,921万5,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億7,558万6,000円から392万1,000円を減額し、4億7,166万5,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,533万4,000円から392万1,000円を減額し、3,141万3,000円に改めるものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の2,800万770円に392万4,000円を追加し、3,192万4,770円となり、資金期末残高は8億8,057万3,582円となります。

3ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1款2項8目消費税及び地方消費税還付金1,000円の増は、今回の補正に伴うものであります。

次に、収益的支出、1款1項4目総係費392万1,000円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

5 ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的收入 4 億 9,921 万 5,000 円、収益的支出 4 億 7,166 万 5,000 円、税込当期純利益 2,755 万円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,533 万 6,000 円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 48 万 8,000 円を差し引き、税抜当期純利益は 1,172 万 6,000 円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額 9,713 万 3,000 円の補てん財源につきましては、下段補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号「令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款下水道事業収益を、既決予定額 5 億 4,139 万円から 7,000 円を減額し、5 億 4,138 万 3,000 円にしたいというものであります。

第 1 款下水道事業費用を、既決予定額 5 億 1,014 万 7,000 円に 189 万 9,000 円を追加し、5 億 1,204 万 6,000 円にしたいというものであります。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,283 万 7,000 円の補填財源を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,784 万 5,000 円、引継現金 699 万 6,000 円、当年度分損益勘定留保資金 9,190 万円、利益剰余金 609 万 6,000 円に改めたいというものであります。

第 1 款資本的支出を、既決予定額 5 億 5,450 万 5,000 円から 411 万 1,000 円を減額し、5 億 5,039 万 4,000 円にしたいというものであります。

第 4 条、予算第 9 条に定めた職員給与費の既決予定額 2,752 万 7,000 円から 99 万 4,000 円を減額し、2,653 万 3,000 円に改めるものであります。

第 5 条、予算第 11 条に定めた当年度利益剰余金を 1,149 万 2,000 円に、資本的収支不足額に対する補填財源を 609 万 6,000 円にそれぞれ改めるものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等を計上したものであります。

1 ページをお開きください。実施計画であります。詳細につきましては、5 ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の 1 億 3,070 万 3,320 円に 84 万円を追加し、1 億 3,154 万 3,320 円となり、資金期末残高は 1 億 3,853 万 9,320 円となります。

4 ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1 款 2 項 5 目消費税及び地方消費税還付金7,000円の減は、今回の補正に伴うものであります。

次に、収益的支出 1 款 1 項 2 目処理場費311万7,000円の増及び 6 ページ 3 項 5 目その他特別損失121万8,000円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

7 ページをご覧ください。

次に、資本的支出 1 款 1 項 1 目、事務費411万1,000円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

8 ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入 5 億4,138万3,000円、収益的支出 5 億1,204万6,000円、税込当期純利益2,933万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万5,000円を差し引き、税抜当期純利益1,149万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額 1 億2,283万7,000円の補填財源につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって議案の説明を終わります。

◎議案の委員会付託

◎議長(赤城大地君)

日程第 7 「議案の委員会付託」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」を新庁舎建設検討特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」は、新庁舎建設検討特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、委員会に付託する議案以外の質疑は最終日に行いますので、ご承知おきくださ

い。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第8「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る5月30日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

請願第2号。受理年月日令和6年5月23日。件名「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会福島県連合会両沼地区連合会、議長、檜山洋明。紹介議員、小畑博司。

請願第3号。受理年月日令和6年5月23日。件名「『国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書』の提出を求める請願書」。請願者住所氏名、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合、中央執行委員長、瀬戸禎子。河沼郡会津坂下町字惣六2-4、福島県教職員組合両沼支部、支部長、星和雄。紹介議員、横山智代。

請願第4号。受理年月日令和6年5月23日。件名「国に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての請願」。請願者住所氏名、福島県福島市舟場町3-26、福島県学校給食費の無償化を求める会、代表、井上裕子・小川憲二。紹介議員、横山智代。

請願第5号。受理年月日令和6年5月23日。件名「県に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての請願」。請願者住所氏名、福島県福島市舟場町3-26、福島県学校給食費の無償化を求める会、代表、井上裕子・小川憲二。紹介議員、横山智代。

請願第6号、受理年月日令和6年5月30日、件名「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める請願に付いて」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子。紹介議員、佐藤宗太。

◎議長（赤城大地君）

まず、請願第2号について、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出」につきまして、紹介議員として請願の趣旨を説明させていただきます。

先だって、会総協だと思われましたが、同趣旨の要望活動を行ったやに聞いております。請願の趣旨につきましては、前置きよりも請願事項について、10点にわたりますので、これらを朗読し、説明とさせていただきます。

一つには、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

二つとして、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

三つ目として、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

四つ目として、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

五つ目として、地方創生推進費として確保されている1兆円につきましては、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法については、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後は採用しないこと。

六つ目としては、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。

七つ目として、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合にゼロから20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

八つ目として、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項にお

ける氏名の振り仮名の追加など、D X化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

九つ目として、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

最後に、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ることです。

皆さんもご承知のとおり、報道されているように、何年か先、消滅するのではないかというふうに危惧される自治体が多い中、何としてもここで生まれて住んでよかったというまちづくりを進めるためにも、同僚議員皆様の全員の賛同で採択していただきますようお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

次に、請願第3号から請願第5号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

請願第3号から第5号まで、その請願の趣旨を説明させていただきます。

請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて」。

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。これは単年度の事業のため、毎年毎年のこの請願になっています。

令和6年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6億9,000万円が予算化されていますが、前年度よりも1億円少なくなっています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定されました。その中で、令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として第2期復興・創生期間と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子供の就学支援についても、支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとしています。

被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で、約3,700人もの子供たちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されています。地方から、必要であるとの声を中央に届けることが今求められています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されますよう、下記事項について強く要請いたします。

つきましては、下記のとおり、令和7年度においても被災児童生徒就学支援等事業を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和7年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

ぜひ議員の皆様方の真剣なご討議の上、今年もまたこれをぜひ採択していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、請願第4号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっています。憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改正された学校給食法第1条で学校給食は教育の一環であることが明記されました。また、2005年に制定された食育基本法でも、学校給食が教育として位置づけられています。学習指導要領において、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成と述べられていることとも合わせて、学校給食が義務教育無償の対象となることは明かです。

さらに、1961年参議院文教委員会における質問に対して、当時の辻田力政府委員が、義務教育無償について、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えておりますとし、当時は財政上できないが次の飛躍を期すると述べています。実際にその後教科書は無償となりましたが、食育の教科書とも言える学校給食は無償となっていない。

現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われていますが、本来は国が行うべきものであると言えます。実際に先ごろのコロナ禍においては、学校給

食が子供たちにとって友達と触れ合う楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成の上で極めて重要な役割を果たしていることが再認識されました。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられます。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては、財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。学校給食費無償化の全国的広がりとは並行してこの問題は重大化しています。しかもそれは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって生じる問題です。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国として取ること以外にこの問題を解決することはできません。

文部科学省は全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し、2018年7月にその結果を発表しました。それによれば、当時は全国で76自治体が無償化措置を取っているとされていました。文部科学省の当時の分析は、過疎地における人口流出対策としていました。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても、少子化対策の一環として位置づける場合が少なくありませんが、有機農業などと連携して、地域循環型経済の発展や子供の健康と結びつける自治体もあります。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子供の健康などなど、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性を持っています。

次の項目の意見書を採択していただき、政府に提出していただくことを求めます。

学校給食費無償化を実施すること。

次に、請願第5号です。「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」。

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難の中での子育てを余儀なくされています。こうした状況を受け、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施しています。値上げ分のみ補助などを加えれば、95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置を取っています。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金の中で大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられ、日本一子育てしやすい福島県に向けた市町村の取組として全国に誇るべきものと言えます。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては、財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところですが、青森県は今年10月から全県の小中学校での無償化に向け、各市町村に交付金を配分することを決めました。また、和歌山県や東京都では給食費の2分の1を支援し、東京23区では今年度から全区で無償化されました。千葉県や香川県では第3子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど、全国的に支援が

広がっています。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要です。日本一子育てしやすい福島県の思いを実現させるために、次の項目の意見書を採択し、県に提出していただくことを求めます。

県として学校給食費無償化を実施すること。

ぜひ同僚議員の皆さんの真剣なるご討議の上採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

次に、請願第6号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

請願第6号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める請願に付いて」、紹介議員として請願の趣旨を説明いたします。

2000年にスタートした介護保険制度は3年に1度改定が行われ、今年がその年でありました。2024年4月から施行する介護報酬の改定で訪問介護事業所に支払われる基本報酬の引下げが打ち出されました。

訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業者が苦境に陥ったことに関係者から不安の声が上がっております。要介護の高齢者が自宅で暮らしていくために、訪問介護は欠かせないサービスです。ホームヘルパーが身体介護や食事づくりなどの生活援助を担い、在宅での生活を支えております。

政府は、小規模・零細の訪問介護事業の厳しい経営状況の中におきましても3年に1度の介護報酬の改定で4月から訪問介護の基本報酬を2から3%程度引き下げました。人件費比率が72.2%の訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独小規模事業所の経営は悪化し、ホームヘルパーの不足に拍車をかけ、訪問介護事業者の閉鎖・倒産・廃業を加速させることになりかねません。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち苦境に立たされます。

よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し下記事項について意見書の提出をしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1、訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と基本報酬の抜本的な引き上げをすること。

以上、議員の皆様のご賛同を賜り、ご採択くださいますようお願いいたします。

す。

◎議長（赤城大地君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

6月7日から9日までは、休会であります。

6月10日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、5月23日の正午に通告を締め切っており、議員10名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月6日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員